

# 冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

## ⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

市町村名	項目
1 名古屋市	生活保護の基準については、生活保護法第8条により、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域等に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないとされ、厚生労働大臣が定めることとされています。 冬季加算についても、国において、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しが行われました。したがって、本市においても、必要に応じて、国通知に基づき、傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情への配慮をしつつ、引き続き適切に対応してまいりますので、ご理解ください。 また、法定受託事務のため、全国一律に、国の定めた基準にのっとり適正に執行していくことが、必要となりますので、本市独自で「夏季の冷房費相当」などの手当などの措置を行うことは考えておりませんので、ご理解ください。
2 豊橋市	市の独自手当を新設する予定はありません。
3 岡崎市	生活保護法に基づき適正に実施します。
4 一宮市	予定はありません。
5 瀬戸市	法令に従い適切に行っております。
6 半田市	生活保護制度における生活扶助の基準は、国によりその時々々の社会経済状況等を勘案し、相対的に決まるものであります。 制度改正がされましても生活保護が必要な方には確実な保護を実施するという基本的な考え方は変わらないものであり、本市としましては国の動向に従い適切に対応してまいります。
7 春日井市	冬季加算引下げに対する補填や手当の新設については、今のところ予定していません。
8 豊川市	生活保護費については、国の基準による扶助費のみとし、市独自の補填・手当は、考えておりません。
9 津島市	国の生活保護制度の運用に従い、個々に対応が必要なケースは福祉事務所で判断し、特別基準を認定し、状況にあった形で対応しています。
10 碧南市	生活保護制度につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮し国の取り組みの趣旨を理解した上で、市民の福祉と暮らしを守ることを念頭に置き、慎重に対応してまいります。
11 刈谷市	生活保護制度は国の制度であることから、冬季加算引下げへの補填や夏季の冷房費相当の手当を市が独自で支援をする考えはありません。
12 豊田市	
13 安城市	国の基準に基づいた保護を実施します。
14 西尾市	冬季加算等の生活保護基準は国において調査検討のうえ定められたものであり、独自補填や独自手当の新設は考えていません。
15 蒲郡市	貴重な意見として確かにお聞きしました。
16 犬山市	犬山市独自の手当の新設は考えておりません。
17 常滑市	当市においては、冬季加算引き下げの影響を受ける世帯はありません。また、夏季の冷房費相当の手当てについては、近隣の自治体の動向を注視していきませんが、現時点では新設する予定はありません。
18 江南市	生活保護制度につきましては、国が憲法25条に規定する理念に基づき、実施するものでありますので、今後も厚生労働大臣の定める基準に従って行います。
19 小牧市	本市に関しては、平成27年度の改正により冬期加算は引上げとなっております。夏季の冷房費相当の独自手当などの新設の予定はありません。

市町村名		項目
20	稲沢市	冬季加算引下げへの独自補填及び夏季の冷房費相当の独自手当等については、現在考えておりません。
21	新城市	生活保護は国の制度基準に基づいて実施する事業であり、独自補填や独自手当の新設については、全国の他市町村との調整が必要となってきます。現時点ではこれらの新設は難しいと判断します。
22	東海市	生活保護は国の制度でありますので、それに対する独自の補填については、現在考えておりません。
23	大府市	今後も国の実施要領に従い、適切に事務を行っていきます。
24	知多市	冬季加算は引き上げました。現在のところ独自手当などは新設する予定はありません。
25	知立市	現時点では考えていません。
26	尾張旭市	冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助に上乗せして支給しているものですが、地域差による影響の調整と物価の動向を勘案し、国が見直し、平成27年11月の生活保護費から適用されました。引き下げにより影響を感じる世帯もあるかもしれませんが、本市においては、国の基準を基本とし、独自補填や夏季の冷房費相当の独自手当の新設につきましては、特段、考えておりません。
27	高浜市	法令等に則り実施します。なお、当市は3級地1のVI区であるため、冬季加算の改正ですべての世帯が増額となります。
28	岩倉市	現在のところ予定はありません。国の基準に従い、適切に対応します。
29	豊明市	現時点で独自に補填等する予定はありません。
30	日進市	生活保護法、実施要領等に従い事務を行っていきます。
31	田原市	生活保護制度は憲法により保障され、生活保護法によって運営されるものであり、その内容は毎年のように各福祉事務所及び県の意見等も反映する形で見直されています。財源もそのことによって国、県、市町村によって確保されていると考えます。独自制度を安易に設置することは、市の財源を脅かすことや、国への要望機会の軽視に繋がることから現在のところ考えていません。
32	愛西市	愛知県の指導のもと、適正な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	市の独自手当については、考えておりません。
34	北名古屋市	北名古屋市は厳冬地区でないため、冬季加算については保護の基準に基づきVI区で支給する。尚、常時在宅せざるを得ない外出困難者については、該当するものはいない。
35	弥富市	生活保護法の基準に準じて実施します。独自の補填、手当は考えていません。
36	みよし市	
37	あま市	冬季加算は本市においては平成27年度増額改定となっており、独自補填は必要ないと思われま。夏季の独自手当については、今のところ考えておりません。
38	長久手市	国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。なお、長久手市では冬季加算の引き下げはされておりません。独自手当新設の予定はありませんが、国からの要望確認時には、意見の提出をさせていただきます。
39	東郷町	福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと対処しており、町独自の手当を新設する予定はありません。
40	豊山町	関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。
41	大口町	町独自の手当については考えておりません。
42	扶桑町	現在のところ、独自の手当については考えておりません。
43	大治町	実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っており、対応しています。
44	蟹江町	県の指導の下、適切に事務を進めています。
45	飛島村	海部福祉相談センターが実施
46	阿久比町	生活保護費の決定は、福祉事務所(県)が行っています。独自補てん等は現在のところ考えていません。
47	東浦町	本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。

市町村名		項目
48	南知多町	国の制度に準じています。
49	美浜町	福祉事務所を持たない本町では、県が実施しています。
50	武豊町	現在のところ考えておりません。
51	幸田町	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。
53	東栄町	町独自での手当の新設は考えておりません。
54	豊根村	新設予定はありません。